

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

ネットショップで詐欺に遭い、振り込んだお金を取り返したい。

「瞬模造品かと思ったのですが、不況で潰れる業者から在庫品が安く出回るとも聞くので、本物だろうと思いました。これを逃すと永久に手に入らない、見つけたのも何かの縁だと思いき、えいやと「カート」に入れた。

通販詐欺に遭ってしまいました。私はショッピングが趣味ですが、仕事が忙しくてなかなか出かけられず、主にネットショッピングを楽しんでいます。先日、長年欲しくてたまらず、でも高すぎて手が届かなかった某ブランドのハンドバッグが税込み10万円で出ていたのです。「新品80%引き、1点のみ」。

「を押しました。当方の個人情報を入れたとたん、注文確定表示が出て慌ててしまい、翌朝一番、指定された銀行口座に振り込んでしまいました。代引きの選択肢はなく、早くしないと先を越されてしまうと焦っていました。

届かず、心配になって画面をよく見たら、会社名がありません。下のほうに小さく運営責任者の電話番号があったのでかけてみましたが、誰も出ません。それでようやく、詐欺に遭ったと分かったのです。大金なので取り返したいです。それが無理でも懲らしめないと、続く被害者が出てしまいます。

いくつかの被害届が重なると難しいかもしれませんが、広告表示義務を確認し、賢い消費者になることが大切です。

最近よく起こっているインターネット通販詐欺ですね。通販で服などを購入するとイメージと違う物やサイズが合わない物が届くこともありますが、返品方法などがきちんとした会社では何の問題も起こりません。しかし現実空間と異なるネット空間では、誰もがブログをやれるように、品物や店などがなくても、別サイトから品物のコピーをして通販サイトを開けてしまふので怖いのです。



凍結してもらうことはできません。

今私も探してみましたが、問題のサイトは削除されていますね。ご持参の印刷物を見せていただくと、確かに販売会社の表示がなく、下のほうに小さく運営責任者の住所などが載っています。グーグルマップにかけると、ほら、この住所は空き地ですよ。おまけに、住所・氏名は全く違うのにメールアドレスが同じサイトを見つけました。どこかにパソコンだけ置いて、詐欺商売をしているのでしょうか。

ただ実際のところ、警察は小さな金額では動きませんが、いくつかの被害届が重なると難しいかもしれません。口座を凍結しても普通、お金は引き出されています。詐欺行為者の顔も本名も住所も分からず、実際に人がやっているケースが多いので、本国に帰られてしまう日本の警察の管轄外です。消費者センターに言っても相手が分からないと対応できませんし。実は通信販売は、特定商取引法によって広告表示義務が定められています。販売価格や代金支払い方法・引渡し時期、商

品の購入申込みの撤回・解除に関する事項、事業者の名称(氏名)・住所・電話番号など多岐にわたる事項を明確に表示しなければならぬのです。つまり、特定商取引法違反のサイトについて行政のほうでメール通告のうえ削除ができるようになれば、モグラ叩きかもしれません。ある程度被害は未然に防げるはずですが、現状はやりたい放題なので、まずは賢い消費者になることです。販売会社が不明でクレームを出せない場合は駄目、クレジット決済や代引きの選択肢がないのも駄目です。